

# 公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく外国往来船等と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所について、令和5年2月20日から下記のとおり変更するので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

## 北九州空港

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
北九州空港旅客ターミナルビル2階の税関出国検査場から、出国審査ブースを経て、階段を降り、1階南東側出入口を経て、No.0スポットに駐機する外国往来機に至る通路	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
No.0スポットに駐機する外国往来機から、北九州空港旅客ターミナルビル1階南東側出入口より、検疫ブース及び入国審査ブースを経て、税関入国検査場に至る通路	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
北九州空港貨物ターミナルビルの荷捌場から No.0スポットに駐機する外国往来機に至る通路	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	貨物(機用品及び携帯品を含む)の積卸の業務に従事する者に限る。
No.0スポットに駐機する外国往来機から北九州空港貨物ターミナルビルの荷捌場に至る通路	"	"

### (2) 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
No.0、No.3、No.4及び No.5の各スポット	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	機用品及び携帯品を含む。

を、

## 北九州空港

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
北九州空港旅客ターミナルビル2階の税関出国検査場から、出国審査ブース及び出国待合室を経て、階段又はエレベーターを降り、1階南東側出入口を経て、No.0及びNo.90スポットに駐機する外国往来機に至る通路	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
No.0及びNo.90スポットに駐機する外国往来機から、北九州空港旅客ターミナルビル1階南東側出入口より、検疫ブース及び入国審査ブースを経て、税関入国検査場に至る通路	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。
北九州空港貨物ターミナルビルの荷捌場、第1国際貨物上屋及び第2国際貨物上屋からNo.0及びNo.90スポットに駐機する外国往来機に至る通路	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	貨物(機用品及び携帯品を含む)の積卸の業務に従事する者に限る。
No.0及びNo.90スポットに駐機する外国往来機から北九州空港貨物ターミナルビルの荷捌場、第1国際貨物上屋及び第2国際貨物上屋に至る通路	"	"

### (2) 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
No.0、No.3、No.4、No.5及びNo.90の各スポット	福岡県北九州市小倉南区空港 北町6番 北九州空港内	機用品及び携帯品を含む。

に改める。

令和5年2月17日

門司税関長 松田 誠司